



# 中村会計だより秋号

## “雑収入” 正しく計上していますか？

会社の通常事業とは関連しない収益“営業外収益”。そのうち、少額なものやたまたまの取引で得た収益は、実務上“雑収入”として計上することになります。“営業外収益”“雑収入”の基本的な考え方、それぞれの計上タイミングや税務上の注意点を再確認しておきましょう。

### I. “営業外収益”とは？

“営業外収益”とは、商品の売買やサービスの提供等、会社の通常事業とは関連しない取引で生まれる収益のことを指します。

営業外収益に区分される収益のうち、財務活動としての「受取利息」「受取配当金」、経常的な投資収益たる「(投資)不動産賃貸料」は区別することが一般的です。「受取利息」や「受取配当金」は源泉所得税が控除されているので、正しく計上するとともに、利息等の計算書を保存しましょう。

このほか、「為替差益(差損)」や「仕入割引」等、業種や商慣行、金額の重要性により別科目で計上することが望ましいものもあります。

### II. “雑収入”とは？

営業外収益の中でも少額なものは“雑収入”として計上します。雑収入に該当する一般的なものは次の通りです。

#### 雑収入に該当するものの例示

- ◎遠隔地にある所有不動産(建物・土地)等の賃貸収入
- ◎保険会社からの契約者配当金・保険金
- ◎使用しなくなった車両、機械装置等の売却代金
- ◎会社に設置した自動販売機による収入
- ◎鉄くず・建設廃材等の売却代金
- ◎消費税の納付差益、精算差益
- ◎代理店手数料、特約店手数料、報償金 など

売上以外の収益は、“雑収入”として計上してしまいがちですが、「どのタイミングで収益計上するか」「そもそも雑収入が適切なのか」はケースが異なります。特に手数料等は取引日をあまり意識しないで受け取ることも少なくないでしょう。これらは通知があったとき、債権が確定した日に収益計上すべき取引であり、税務調査において期ズレを指摘されがちな項目です。

### Ⅲ. こんな時はどう処理する？よくある！ケーススタディ

#### ケース① 保険の配当金

配当金が支払われたり、積み立てられたりするタイプの生命保険等があります。そうした保険に加入している場合には、配当の通知書に基づいて、その事業年度中に雑収入として計上します。最近、メールや専用 Web ページ、アプリなどから、通知書等をダウンロードする方式（電子交付）も増えています。きちんと確認して計上漏れに注意しましょう。

#### ケース② 助成金や給付金等

国や地方自治体等から交付される助成金や給付金等は、一般的に「申請」⇒「支給決定」⇒「確定通知」⇒「支給」となっています。国や地方自治体等からの通知書等に支給決定日が明記されている場合は、原則、その日付で雑収入として収益計上します。支給決定の後に事業年度をまたぎ、翌事業年度に支給された場合でも、支給決定のあった事業年度に収益として計上する必要があるので注意しましょう。

#### ケース③ ポイントの活用・還元

量販店等が発行する法人名義のポイントカードや、法人名義のクレジットカードを使用して物品の購入等を行った場合にポイントが付与されるケースがあります。会社においてこの貯まったポイントを活用して物品を購入した場合、ポイントで支払った分についてはレシート記載に基づいて雑収入、または値引きとして計上します。

（右記 QR コード国税庁 Web サイトも参考にしてください）



#### ケース④ 鉄くず・建設廃材等の売却収入

鉄くず・建設廃材等の売却収入は、たとえ少額であっても漏らさずしっかりと雑収入として計上しましょう。税務調査において売却収入の計上漏れを指摘され、意図的な除外と認められた場合、重加算税が課されることもあります。特に近年は金属の価格が高騰していることもあり、税務調査において指摘されがちですので注意してください。

## ～ふるさと納税ポイント付与終了～

令和 6 年 6 月 28 日（金）に、総務省が自治体に対して、ポイント付与を行うポータルサイトを通じてふるさと納税の寄附募集を行ってはならないとする告示改正を行い、令和 7 年 10 月 1 日（水）から適用されます。これは実質的に、ふるさと納税のポータルサイト事業者に対して、ポイント付与を一律に全面禁止するという規制を課すものです。

9 月末までの駆け込み需要が高まると思いますので、ふるさと納税をご検討されている方は、早めのお申し込みをされるとよいでしょう。

